

号外第20（令和5年12月21日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	3
△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】	4
△	横浜みどり税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	6
△	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	7
△	横浜市地区センター条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	8
△	横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】	9
△	横浜市下水道条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】	10
△	横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	11
△	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例【資源循環局事業系廃棄物対策課】	12
△	横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例【道路局管理課】	15
△	横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】	20
△	横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例【港湾局港湾管財課】	21
△	横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例【消防局消防団課】	22
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局指導課】	23
△	横浜市奨学条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】	26
△	横浜市工業技術支援センター条例を廃止する条例【経済局工業技術支援センター】	27

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和5年12月21日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 横浜市手数料条例の一部を改正する条例
- 3 横浜みどり税条例の一部を改正する条例
- 4 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
- 5 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市下水道条例の一部を改正する条例
- 8 横浜市公園条例の一部を改正する条例
- 9 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例
- 11 横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例
- 12 横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例
- 13 横浜市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 14 横浜市火災予防条例の一部を改正する条例
- 15 横浜市奨学条例の一部を改正する条例
- 16 横浜市工業技術支援センター条例を廃止する条例

横 浜 市 条 例 第 31 号

横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 (令 和
元 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 24 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「、 期 末 手 当 」 の 次 に 「、 勤 勉 手 当 」 を 加 え、「 及 び 期
末 手 当 」 を 「、 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 」 に 改 め る 。

第 8 条 第 2 項 中 「 100 分 の 132.5 」 を 「、 横 浜 市 職 員 に 対 す る 期
末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関 す る 条 例 (昭 和 31 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 48 号
。 以 下 「 期 末 ・ 勤 勉 手 当 条 例 」 と い う 。) 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る
職 員 が 受 け る べ き 給 料、 扶 養 手 当 及 び こ れ ら に 対 す る 地 域 手 当 の 月
額 の 合 計 額 に 乗 じ る 割 合 (同 項 に 規 定 す る 管 理 職 員 に 適 用 す る も の
を 除 く 。) 」 に、「 横 浜 市 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当 に 関
す る 条 例 (昭 和 31 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 48 号) 第 2 条 第 1 項 」 を 「 同
項 」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「 横 浜 市 職 員 に 対 す る 期 末 手 当 及 び 勤 勉
手 当 に 関 す る 条 例 」 を 「 期 末 ・ 勤 勉 手 当 条 例 」 に 改 め、 同 条 の 次 に
次 の 1 条 を 加 え る 。

(勤 勉 手 当)

第 8 条 の 2 勤 勉 手 当 は、 基 準 日 に そ れ ぞ れ 在 職 す る 会 計 年 度 任 用
職 員 (規 則 で 定 め る 者 に 限 る 。) に 支 給 す る 。

2 前 項 の 勤 勉 手 当 の 額 は、 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き 会 計 年 度 任 用 職
員 ごと に 定 め ら れ た 給 料 等 の 額 に、 そ れ ぞ れ そ の 基 準 日 以 前 6 箇
月 以 内 の 期 間 に お け る そ の 者 の 勤 務 期 間 の 区 分 に 応 じ て 期 末 ・ 勤
勉 手 当 条 例 第 3 条 第 1 項 の 表 に 定 め る 割 合 に 勤 務 成 績 に 応 じ て 市
長 が 定 め る 基 準 に 従 っ て 任 命 権 者 が 定 め る 割 合 を 乗 じ て 得 た 割 合
を、 乗 じ て 得 た 額 と す る 。

3 前 項 の 場 合 に お い て、 任 命 権 者 が 支 給 す る 勤 勉 手 当 の 額 の 総 額
は、 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き 会 計 年 度 任 用 職 員 ごと に 定 め ら れ た 給
料 等 の 額 に、 期 末 ・ 勤 勉 手 当 条 例 第 3 条 第 2 項 第 1 号 に 規 定 す る
割 合 (同 号 に 規 定 す る 管 理 職 員 に 適 用 す る も の を 除 く 。) を 乗 じ
て 得 た 額 の 総 額 を 超 え て は な ら ない 。

4 期 末 ・ 勤 勉 手 当 条 例 第 2 条 の 2 及 び 第 2 条 の 3 の 規 定 は、 会 計
年 度 任 用 職 員 に 支 給 す る 勤 勉 手 当 に つ い て 準 用 す る 。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第32号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第79号の10の次に次の1号を加える。

(79)の10の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業

の許可証の再交付手数料 同

5,000円

第2条第79号の12の次に次の1号を加える。

(79)の12の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業

の許可証の再交付手数料 同

5,000円

第2条第80号中「5,000円」を「10,000円」に改め、同条第81号中「許可に係る」を削り、「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第90号中「、第38条の5第9項又は第39条の98第9項」を「又は第38条の5第9項」に改め、同条第91号中「、第38条の5第10項第4号又は第39条の98第10項第2号」を「又は第38条の5第10項第4号」に改め、同条第127号中「、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第7号ロ」に改め、同条第130号を次のように改める。

(130) 削除

第2条第148号中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同条第192号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改める。

第2条 横浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第192号中「第39条の22第1項」を「第39条の11第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第79号の10の次に1号を加える改正規定、同条第79号の12の次に1号を加える改正規定並びに同条第80号及び第81号の改正規定 令和6年4月1日

(2) 第2条の規定 令和8年12月21日

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の横浜市手数料条例（次項において

「新条例」という。) 第2条第79号の10の2及び第79号の12の2の規定は、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

- 3 新条例第2条第80号及び第81号の規定は、附則第1項第1号に掲げる改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 33 号

横 浜 み ど り 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 み ど り 税 条 例 （ 平 成 20 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 51 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

- 3 令 和 6 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で の 各 年 度 分 の 個 人 の 市 民 税 の 均
等 割 の 税 率 は 、 市 税 条 例 第 25 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 同 条 に 定 め
る 額 に 900 円 を 加 算 し た 額 と す る 。 こ の 場 合 に お け る 市 税 条 例 第
26 条 及 び 第 33 条 の 4 第 1 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 市 税 条 例 第
26 条 中 「 前 条 」 と あ り 、 及 び 市 税 条 例 第 33 条 の 4 第 1 項 た だ し 書
中 「 第 25 条 」 と あ る の は 、 「 横 浜 み ど り 税 条 例 第 2 条 第 3 項 」 と
す る 。

第 3 条 第 1 項 中 「 平 成 36 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 11 年 3 月 31 日 」 に
改 め る 。

第 5 条 及 び 第 6 条 中 「 平 成 35 年 12 月 31 日 」 を 「 令 和 10 年 12 月 31 日
」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 2 条 に 1 項 を 加
え る 改 正 規 定 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 34 号

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受
け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例

地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る
特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 59
号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 特 定 非 営 利 活 動 法 人 こ ま ち ぷ ら す の 項 を 削 り 、 同 表 に 次 の よ
う に 加 え る 。

特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	神奈川県鶴屋町2丁目21番地の8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は 、 令 和 6 年 1 月 1 日 から 施 行 す る 。 た だ し 、 別 表 に
次 の よ う に 加 え る 改 正 規 定 （ 特 定 非 営 利 活 動 法 人 こ ど も ネ ッ ト ミ
ュ ー ジ ア ム の 項 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る
。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 前 の 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に
掲 げ る 寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を 定 め る 条 例 別
表 特 定 非 営 利 活 動 法 人 こ ま ち ぷ ら す の 項 の 規 定 は 、 この 規 定 に 規
定 す る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 対 し て 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 期 間 内 に
寄 附 金 を 支 出 し た 場 合 に つ い て 、 な お そ の 効 力 を 有 す る 。

横 浜 市 条 例 第 35 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 (昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 の 2 の 表 中

「

横浜市菊名コミュニティハウス

 を
 」

「

横浜市菊名コミュニティハウス
横浜市たかたコミュニティハウス

 に 改 め る 。
 」

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準 備 行 為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市たかたコミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横 浜 市 条 例 第 36 号

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 （ 昭 和 35 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 13 条 第 2 号 ウ 及 び 第 16 条 の 2 第 2 号 イ 中 「 及 び 法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 」 を 「 、 法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 及 び 法 第 72 条 の 3 の 3 第 1 項 」 に 改 め る 。

第 16 条 の 7 第 2 号 イ 中 「 第 72 条 の 3 第 1 項 」 の 次 に 「 及 び 法 第 72 条 の 3 の 3 第 1 項 」 を 加 え る 。

第 19 条 の 2 第 2 項 中 「 場 合 」 の 次 に 「 （ 国 民 健 康 保 険 法 施 行 令 第 29 条 の 7 第 5 項 （ 第 8 号 及 び 第 9 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） の 規 定 を 基 準 と し て 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 減 額 す る 場 合 を 除 く 。 ） 」 を 加 え る 。

付 則 第 3 項 及 び 第 10 項 中 「 及 び 法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 」 を 「 、 法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 及 び 法 第 72 条 の 3 の 3 第 1 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 37 号

横 浜 市 下 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 下 水 道 条 例 （ 昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 37 号 ） の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

別 表 第 3 中

「	「		「
4,700円	を	4,800円	に、
」		」	
「	を	18,000円	に改める。
16,800円		」	
」		」	

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 下 水 道 条 例 別 表 第 3 の 規 定 は、
この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て 適 用 し、 同
日 前 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 38 号

横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 2 第 1 号 イ の 表 中

「 4,700円 」	を	「 4,800円 」	に、
「 1,270円 」	を	「 1,280円 」	に、
「 2,540円 」	を	「 2,550円 」	に、
「 1,400円 」	を	「 1,500円 」	に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 の 施 行 の 際 現 に この 条 例 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 公 園 条 例 別 表 第 2 第 1 号 イ の 規 定 に よ る 使 用 料 を 納 付 し て い る 者 の 使 用 料 に つ い て は、 当 該 納 付 し た 使 用 料 に 係 る 使 用 の 期 間 に 限 り、 こ の 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 公 園 条 例 別 表 第 2 第 1 号 イ の 規 定 に か か わ ら ず、 な お 従 前 の 例 に よ る。

横 浜 市 条 例 第 39 号

横 浜 市 廃 棄 物 等 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処 理 等 に 関 す
る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 廃 棄 物 等 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処 理 等 に 関 す る 条 例 （
平 成 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 37 条 及 び 第 38 条 を 次 の よう に 改 め る 。

第 37 条 削 除

（ 産 業 廃 棄 物 管 理 票 ）

第 38 条 規 則 で 定 め る 事 業 者 は 、 そ の 産 業 廃 棄 物 を 横 浜 市 の 処 理 施
設 に 搬 入 す る （ 運 搬 を 他 人 に 委 託 す る 場 合 を 含 む 。 以 下 同 じ 。 ）
と き は 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 搬 入 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類
、 数 量 そ の 他 の 事 項 に つ い て 、 産 業 廃 棄 物 管 理 票 （ 以 下 こ の 条 に
お い て 「 管 理 票 」 と い う 。 ） に 記 載 し て 市 長 に 提 出 し 、 又 は 電 子
情 報 処 理 組 織 を 使 用 し て 情 報 処 理 セ ン タ ー に 登 録 す る こ と が で き
る 。

2 市 長 は 、 前 項 の 規 定 に よ り 管 理 票 が 提 出 さ れ た 場 合 に お い て 、
搬 入 さ れ た 産 業 廃 棄 物 の 処 分 が 終 了 し た と き は 、 規 則 で 定 め る と
こ ろ に よ り 、 管 理 票 に 必 要 な 事 項 を 記 載 し 、 当 該 産 業 廃 棄 物 を 搬
入 し た 事 業 者 又 は 当 該 産 業 廃 棄 物 の 運 搬 を 委 託 さ れ た 者 （ 次 項 に
お い て 「 受 託 産 廢 運 搬 業 者 」 と い う 。 ） に 管 理 票 の 写 し （ 同 項 に
お い て 「 写 し 」 と い う 。 ） を 送 付 し な け れ ば な ら ない 。

3 前 項 の 規 定 に よ り 市 長 か ら 写 し の 送 付 を 受 け た 受 託 産 廢 運 搬 業
者 は 、 当 該 運 搬 を 委 託 し た 事 業 者 に 対 し 、 写 し を 送 付 し な け れ ば
な ら ない 。

4 市 長 は 、 第 1 項 に 規 定 す る 事 業 者 が 搬 入 す る 産 業 廃 棄 物 の 種 類
、 数 量 そ の 他 の 事 項 を 情 報 処 理 セ ン タ ー に 登 録 し た 場 合 に お い て
、 当 該 産 業 廃 棄 物 の 処 分 が 終 了 し た 旨 の 報 告 を 求 め ら れ た と き は
、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 し て 、 情
報 処 理 セ ン タ ー に そ の 旨 を 報 告 し な け れ ば な ら ない 。

5 市 長 は 、 提 出 さ れ た 管 理 票 に 虚 偽 の 記 載 が あ る と 認 め る と き 、
又 は 情 報 処 理 セ ン タ ー に 登 録 さ れ た 内 容 に 虚 偽 が あ る と 認 め る と
き は 、 当 該 産 業 廃 棄 物 の 横 浜 市 の 処 理 施 設 へ の 受 入 れ を 拒 否 す る
こ と が で き る 。

第 38 条 の 2 中 「 お い て 」 の 次 に 「 読 み 替 え て 」 を 加 え 、 「 （ 以
下 「 生 活 環 境 影 響 調 査 」 と い う 。 ） 」 を 削 る 。

第 38 条 の 5 の 次 に 次 の 2 条 を 加 え る 。

（ 非 常 災 害 に 係 る 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 に 関 す る 特 例 ）

第 38 条 の 5 の 2 法 第 9 条 の 3 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 同 意 に 係 る
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 を 設 置 し よ う と す る 場 合 に お け る 第 38 条 の 2
、 第 38 条 の 4 及 び 前 条 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 第 38 条 の 2 中 「

同条第9項」とあるのは「法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する法第9条の3第9項」と、第38条の4第2項中「1月間」とあるのは「1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と、前条第2項中「2週間を経過する日」とあるのは「2週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する日」とする。

第38条の5の3 法第9条の3の3第1項の規定により横浜市から非常災害により生じた廃棄物の処分を委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合においては、第38条の2から第38条の4までの規定は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公衆への縦覧について、第38条の5の規定は法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出について、それぞれ準用する。この場合においては、第38条の2中「第9条の3第2項（同条第9項）」とあるのは「第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項）」と、「同条第1項」とあるのは「法第9条の3の3第1項」と、同条から第38条の4までの規定中「調査書」とあるのは「受託に係る調査書」と、同条及び第38条の5中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、同条第1項中「第38条の3」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する第38条の3」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する前条第2項」と、「を経過する」とあるのは「以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する」と、第38条の2中「縦覧及び意見書を提出する機会」とあるのは「縦覧」と、「焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「焼却施設」と、第38条の3の見出し中「縦覧等」とあるのは「縦覧」と、同条中「法第9条の3第2項」とあるのは「災害廃棄物処分受託者が法第9条の3の3第2項」と、「供し、意見書を提出する機会を付与しよう」とあるのは「供しよう」と、第38条の4中「前条」とあるのは「第38条の5の3において読み替えて準用する前条」と、同条第2項中「1月間」とあるのは「1月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と読み替えるものとする。

第38条の6中「前3条」を「第38条の3から第38条の5まで」に改める。

第47条の2中「するもの」の次に「、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの

(以下この条において「熱回収施設」という。)の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 熱回収施設認定申請手数料

1 件につき 33,000 円

(5) 熱回収施設認定更新申請手数料

1 件につき 20,000 円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 40 号

横 浜 市 道 路 占 用 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 道 路 占 用 料 条 例 (昭 和 32 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 9 号) の 一 部
を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 表 中

「
4,700円 を 4,800円 に、
」

「

広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	14,000円
-------	------------------	---------

 を
 」

「

広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	15,000円
-------	------------------	---------

 に、
 」

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		5,500円	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る 通 路		6,800円
	地 下 に 設 け る 通 路		4,100円
	そ の 他 の も の		5,500円

 占用面積1平方メートルにつき1年
 」

を
「

	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 自動運 導線その他の	地下に設ける もの	長さ1メートル につき1年	17円
		その他のもの		55円

法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	行補助 施設	線類			
		道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類		1本につき1年	4,400円
	その他のもの	上空に設ける もの			2,800円
		地下に設ける もの			1,700円
その他のもの				5,500円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					5,500円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.004を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を 乗じて得た額	
	上空に設ける通路			7,600円	
	地下に設ける通路			4,500円	
	その他のもの			5,500円	

に、

140円
1,400円
1,400円
14,000円

を

150円
1,500円
1,500円
15,000円

に、

140円
1,400円
140円
1,400円

を

150円
1,500円
150円
1,500円

に、

14,000円	15,000円		
6,800円	7,600円		
」		」	
「	「		
Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額	を	に、
1,400円	1,500円		
」		」	
「			

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第10号 に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第11号 に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額		
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	

令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額

を
「

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
令第7条第10号 に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		
令第7条第11号 に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額
	トンネルの上又は自動車専用道路（高		Aに0.01を

令第7条第13号 に掲げる施設	架のものに限る。)の路面下に設ける もの	乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を 乗じて得た額

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横 浜 市 条 例 第 41 号

横 浜 市 河 川 占 用 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 河 川 占 用 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 30 号 ） の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中

「	「				
<table border="1"><tr><td>4,700円</td></tr></table>	4,700円	を	<table border="1"><tr><td>4,800円</td></tr></table>	4,800円	に
4,700円					
4,800円					
」		」			
「	「				
<table border="1"><tr><td>16,800円</td></tr></table>	16,800円	を	<table border="1"><tr><td>18,000円</td></tr></table>	18,000円	に 改 め る 。
16,800円					
18,000円					
」		」			

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 河 川 占 用 料 条 例 別 表 の 規 定 は、
この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て 適 用 し、 同
日 前 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 42 号

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 （ 平 成 30 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 52 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別 表 第 2 第 1 号 の 表 中

「

4,700円

」 を 「

4,800円

」 に 、

「

14,000円

」 を 「

15,000円

」 に 改 め 、 同 表 第 3 号 の 表 中

「

140円
1,400円
140円
1,400円
6,800円

」 を 「

150円
1,500円
150円
1,500円
7,600円

」 に 改 め 、 同 表 第 4 号 の 表 中

「

140円
1,400円

」 を 「

150円
1,500円

」 に 改 め る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 別 表 第 2 の 規 定 は 、 この 条 例 の 施 行 の 日 以 後 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て 適 用 し 、 同 日 前 の 占 用 に 係 る 占 用 料 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 43 号

横 浜 市 消 防 団 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 消 防 団 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 38 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 35 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 の 表 横 浜 市 伊 勢 佐 木 消 防 団 の 項 を 次 の よ う に 改 め る

。

横 浜 市 中 消 防 団	中 区 の 区 域
---------------	-----------

第 2 条 第 2 項 の 表 横 浜 市 加 賀 町 消 防 団 の 項 及 び 横 浜 市 山 手 消 防 団 の 項 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 44 号

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 火 災 予 防 条 例 (昭 和 48 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 70 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 14 条 第 1 項 第 3 号 の 2 中 「 キ ュ ー ビ ク ル 式 の も の に あ っ て は 、 」 を 削 り 、 同 条 第 2 項 た だ し 書 中 「 造 り 」 を 「 造 ら れ 」 に 改 め る 。

第 14 条 の 2 第 1 項 第 3 号 中 「 雨 水 等 」 を 「 筐 体 は 、 雨 水 等 」 に 改 め る 。

第 16 条 第 1 項 を 次 の よう に 改 め る 。

蓄 電 池 設 備 (蓄 電 池 容 量 が 10 キ ロ ワ ッ ト 時 以 下 の も の 及 び 蓄 電 池 容 量 が 10 キ ロ ワ ッ ト 時 を 超 え 20 キ ロ ワ ッ ト 時 以 下 の も の で あ っ て 蓄 電 池 設 備 の 出 火 防 止 措 置 及 び 延 焼 防 止 措 置 に 関 す る 基 準 (令 和 5 年 消 防 庁 告 示 第 7 号) 第 2 に 定 め る も の を 除 く 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) は 、 次 に 掲 げ る 基 準 に よ ら な け れ ば な ら ない 。

- (1) 地 震 等 に よ り 容 易 に 転 倒 し 、 亀 裂 し 、 又 は 破 損 し ない 構 造 と す る こ と 。
- (2) 電 槽 は 、 遮 光 措 置 を 講 じ 、 温 度 変 化 が 急 激 で ない と ころ に 設 け る こ と 。
- (3) 開 放 形 鉛 蓄 電 池 を 用 いた も の に あ っ て は 、 そ の 電 槽 は 、 耐 酸 性 の 床 上 又 は 台 上 に 設 け る こ と 。

第 16 条 第 3 項 を 次 の よう に 改 め る 。

3 屋 外 に 設 け る 蓄 電 池 設 備 (柱 上 及 び 道 路 上 に 設 け る 電 気 事 業 者 用 の も の 、 蓄 電 池 設 備 の 出 火 防 止 措 置 及 び 延 焼 防 止 措 置 に 関 す る 基 準 第 3 に 定 め る も の 並 び に 消 防 長 が 火 災 予 防 上 支 障 が ない と 認 め る 構 造 を 有 す る キ ュ ー ビ ク ル 式 の も の を 除 く 。) に あ っ て は 、 建 築 物 か ら 3 メ ー ト ル 以 上 の 距 離 を 保 た な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 不 燃 材 料 で 造 ら れ 、 又 は 覆 わ れ た 外 壁 で 開 口 部 の ない も の に 面 す る と き は 、 こ の 限 り で ない 。

第 16 条 第 4 項 中 「 第 2 項 」 を 「 第 14 条 の 2 第 1 項 第 3 号 」 に 改 め る 。

第 74 条 第 1 項 第 11 号 中 「 蓄 電 池 設 備 」 の 次 に 「 (蓄 電 池 容 量 が 20 キ ロ ワ ッ ト 時 以 下 の も の を 除 く 。) 」 を 加 え る 。

別 表 第 3 ち ゅ う 房 設 備 の 項 中

「

気 体 燃 料	不 開 燃 以 外	開 放 式	組 込 型 こんろ・グリ	14 キ ロ ワ ッ ト 以 下	100	15 注	15	15 注
			ル 付 こんろ・グリ					
			ル 付 こんろ、キャビ					
			ネ ッ ト 型 こんろ・グ					
			リ ル 付 こんろ・グリ					
ド ル 付 こんろ								

		据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注
不燃	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0

」

を
「

気体燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注
不燃	開放式		組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ リル付こんろ・グリ ドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50

不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
----	------------	-------	---	----	----	---	----

」

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備をいい、附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）のうち、新条例第14条第1項第3号の2（新条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないもの（キュービクル式のものを除く。）については、当該規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備で、新条例第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定に適合しないものの位置及び構造の基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当するものととなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

横 浜 市 条 例 第 45 号

横 浜 市 奨 学 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 奨 学 条 例 （ 昭 和 28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 14 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 を 次 の よ う に 改 め る 。

（ 志 願 手 続 ）

第 5 条 奨 学 生 を 志 願 す る 者 （ 次 項 に お い て 「 志 願 者 」 と い う 。 ） は 、 教 育 委 員 会 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 奨 学 生 願 書 を 教 育 委 員 会 に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

2 志 願 者 が 在 学 す る 高 等 学 校 の 学 校 長 は 、 当 該 志 願 者 が 第 2 条 の 規 定 に 該 当 す る と 認 め た と き は 、 推 薦 調 書 を 教 育 委 員 会 に 提 出 し な け れ ば な ら ない 。

第 7 条 中 「 、 保 護 者 連 署 の 上 、 当 該 学 校 長 を 経 て 」 を 削 る 。

第 8 条 中 「 毎 月 当 該 学 校 長 を 経 て 」 を 「 教 育 委 員 会 が 定 め る 日 に 1 年 分 を 一 括 し て 」 に 改 め 、 同 条 た だ し 書 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 46 号

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 （ 昭 和 38 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ） は 、 廃 止 す る 。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

1 この 条 例 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

（ 経 過 措 置 ）

2 この 条 例 の 施 行 の 日 前 の 依 頼 に 係 る 手 数 料 及 び 使 用 料 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。